

山鹿市条例第25号

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山鹿市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」の次に「等」を加え、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第2項中「、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において」を削る。

第8条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。